

入札告示

札幌市告示第4570号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和元年8月23日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒064-0808 札幌市中央区南8条西2丁目5-2

札幌市総務局行政部公文書館管理係（電話 011-521-0205 FAX 011-521-0210）

2 入札に付する事項

(1) 件名 公文書館デジタルカラー複合機の借受け

(2) 特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間 令和元年9月30日まで

借入期間 令和元年10月1日から令和6年9月30日までとする。

ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 履行場所 札幌市公文書館（札幌市中央区南8条西2丁目5-2）

(5) 入札方法 月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り持てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30～32年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」、小分類「事務用機械器具賃貸業」に登録されている者であること。

(3) 札幌市内に本店又は支店等を有していること。

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

- (6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (7) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 仕様書に示す適合品以外の同等品でこの入札に参加する場合は、担当課において確認した同等・規格確認書を提出できること。
- (9) 告示日を起点とした過去5年間に於いて、本市その他の官公庁と同種（デジタルカラー複合機の複数年借入）契約の履行実績が複数回あること。

4 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記1に同じ。また、下記URLのホームページからダウンロードできる。
(URL: <http://www.city.sapporo.jp/somu/keiyaku/ippan.html>)
- (2) 入札の日時及び場所
令和元年9月4日（水） 14時00分
札幌市公文書館 3階講堂（札幌市中央区南8条西2丁目5-2）
- (3) 入札書の提出方法
上記(2)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。（送付及び伝送による提出は認めない。）
- (4) 入札の無効
- ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- イ 入札参加資格の審査書類の提出の指示があつたにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。
- (5) 入札の延期等
- 次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。
- ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公

正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に代理委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札

ア 入札終了後直ちに上記 4 (2) の場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は、再度の入札に参加できない。なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日、祝日及び札幌市公文書館の閉館日を除く。)に、上記3に掲げる競争入札参加を有することを証する書類を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいない。

(7) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付

がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(8) 詳細は入札説明書による。